

東彼杵町条例第25号

東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和5年12月6日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例（平成5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、本事業の施行区域内に居住する世帯主、若しくは建築物の占有者（占有者がいない場合には<u>管理人</u>とする。）又は事業を営む者で当該事業により利益を受ける者をいう。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により徴収する分担金の総額は、本事業の建設工事に要する経費の100分の5以内で<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が定める。</p> <p>(事業費等の確定及び分担金の賦課徴収)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、事業年度ごとに事業費の額及び分担金の額を確定し、受益者に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の分担金を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を記した納入通知書により受益者に通知し徴収するものとする。</p> <p>(延滞金等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、分担金の徴収について督促状を発した場合においては、東彼杵町税条例（昭和40年5月23日条例第11号）の規定を</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、本事業の施行区域内に居住する世帯主、若しくは建築物の占有者（占有者がいない場合には<u>管理者</u>とする。）又は事業を営む者で当該事業により利益を受ける者をいう。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により徴収する分担金の総額は、本事業の建設工事に要する経費の100分の5以内で<u>町長</u>が定める。</p> <p>(事業費等の確定及び分担金の賦課徴収)</p> <p>第4条 <u>町長</u>は、事業年度ごとに事業費の額及び分担金の額を確定し、受益者に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の分担金を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を記した納入通知書により受益者に通知し徴収するものとする。</p> <p>(延滞金等)</p> <p>第5条 <u>町長</u>は、分担金の徴収について督促状を発した場合においては、東彼杵町税条例（昭和40年5月23日条例第11号）の規定を</p>

適用し延滞金又は督促手数料を徴収することができる。

(分担金の減免等)

第6条 管理者は、天災地変その他特別の理由がある場合等、必要と認めるときは分担金を減免し又は徴収を延期する事ができる。

適用し延滞金又は督促手数料を徴収することができる。

(分担金の減免等)

第6条 町長は、天災地変その他特別の理由がある場合等、必要と認めるときは分担金を減免し又は徴収を延期する事ができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。